

「長野県森林づくり県民税に関する基本方針」の改正について

1 基本的な考え方

- 「長野県森林づくり県民税に関する基本方針」（以下「基本方針」という。）は、平成 30 年度から始まった第 3 期森林づくり県民税（以下「森林税」という。）の森林づくりの方向性、必要な事業、財政規模を提示して、県議会やパブリックコメント等を経て、平成 29 年 11 月に取りまとめたものです。
- 従って、第 3 期森林税活用事業については、原則として「基本方針」に則って進めていくことが必要です。
- 一方で、森林税の運用については、その透明性を高め、より効果的な活用を図るため、庁内推進組織での検討等を通じ、事業成果の検証や必要な制度・事業の見直し等を行うとともに、みんなで支える森林づくり県民会議（以下「県民会議」という。）についても事業の検証機能の一層の強化を図っています。
- このため、新たに課題が発生した場合は、「基本方針」の趣旨及び大枠を逸脱しない範囲で、地域の実情やニーズ等を踏まえて、課題解決のために必要な、制度・事業の見直しを行うこととしています。

2 基本方針の改正案（概要）

- 当初基本方針作成後に新たに発生した課題に対応するため、庁内推進会議及び県民会議での評価、検証、検討を踏まえ、次のとおり基本方針の改正案（概要）を示します。

1 喫緊のライフライン沿いの倒木対策等について

課題

平成 30 年に県内各地で発生した台風災害等では、倒木による広範囲の停電や道路の通行止め等により、県民生活に大きな影響が生じた。県内各地には、間伐の遅れや松くい虫被害等による枯損木などが道路等の沿線に存在しており、枯損木等の危険木を単木で処理できる既存の事業はないため、これらの倒木のおそれのある危険木等を処理する事業の必要性が高まっている。（別紙 1 参照）

対応案

- ・防災・減災のための里山整備として、ライフライン保全のための倒木対策事業を基本方針に加える。
- ・事業内容は、集落や主要なライフライン等の保全対象に接する森林において、被害を及ぼす恐れのある立木及び枯損木を伐採するものとする。
- ・事業対象は、次に掲げるすべての条件を満たす森林とする。
 - ① 森林法第2条に規定する森林（※）
 - ② 倒木等による被害が発生した場合に県民の生活に与える影響が大きい、主要な送電線、線路、道路等のライフライン及び集落等の保全対象に接する森林のうち、保全対象から概ね樹高相当の距離（ただし、保全対象に被害を及ぼすと恐れがあり、特に必要と認められる場合はこの限りでない。）までの森林。
- ・実施箇所は、上記の森林の中から、保全対象の重要性を考慮し優先度が高い箇所から選定するものとする。

（※）森林法第2条に規定する森林：集団して生育している立木竹。ただし、農地、市街地の小規模な公園、公共施設や工場等の敷地内の樹木、墓地等は除く。

2 防災・減災のための里山整備の目標面積について

課題

これまで、防災・減災のための里山整備事業は、森林税と国庫補助金を財源としていたが、平成31年度より国の制度が変更となり国庫補助金が充てられなくなるため、同じ規模の森林税額で実施できる面積が減少する見込みとなった。

なお、当初計画の5,700haどおり実施する場合は約4億円が不足。一方、予定した額で実施する場合は4,300haの計画となる。

対応案

- ・当初計画と同様の予算額を防災・減災のための里山整備に活用することとし、目標を4,300haに変更する。
- ・間伐は、基本的には人家等の保全対象に近い箇所から優先的に実施するため、4,300ha以外の残面積分は、比較的保全対象に遠い箇所に位置するものである。
- ・残面積分については、所有者不明等、間伐の実施が難しくなることも予想されるが、森林所有者の意向を踏まえつつ、それぞれの箇所に応じた整備方法を検討する。
- ・間伐目標は変更となるが、1のライフライン保全対策を実施する場合は、防災・減災の観点

で着実に対策される箇所が増えるため、面積以外の目標（指標）も別途検討する。

3 観光地等の景観対策事業への高いニーズについて

課題

第3期からの新たな取組として始めた、観光地等の景観に合致した間伐等については、松くい虫被害の拡大に伴い、景観対策の観点での枯損木処理に対する地域のニーズが強い。

なお、松くい虫被害木のうち、完全に枯れて数年経過した立木の処理に活用できる既存事業は、森林税活用事業以外にはない。（別紙2参照）

対応案

- ・「観光地の景観整備」事業について、景観対策としての松くい虫被害木処理等に係る事業ができるよう増額する。
- ・対象とするのは、枯損したアカマツ（くん蒸等の拡大防止のために行う防除作業が不要なもの）とする。
- ・観光客が使用する頻度が高い、県内高速道路沿線森林のうち、最も枯損率が高い箇所から優先的に事業を実施する。
- ・松くい虫被害の拡大防止を目的とした防除事業については、別途、引き続き進める。

ライフライン沿いの倒木対策

(別紙1)

● 台風による倒木が発生し危険木が残存している箇所

諏訪地域における台風24号による被害状況:倒木を伴う災害が一度発生すると、倒木は、崩壊に比べて広範囲で発生することが多い

災害	発生面積	倒木による主な影響
H30.10 台風24号 (諏訪管内)	・倒木 47ha (倒木発生箇所を含む、ひとまとまりの森林面積) ・崩壊 4ha	6,400戸の停電 (最長4日間)

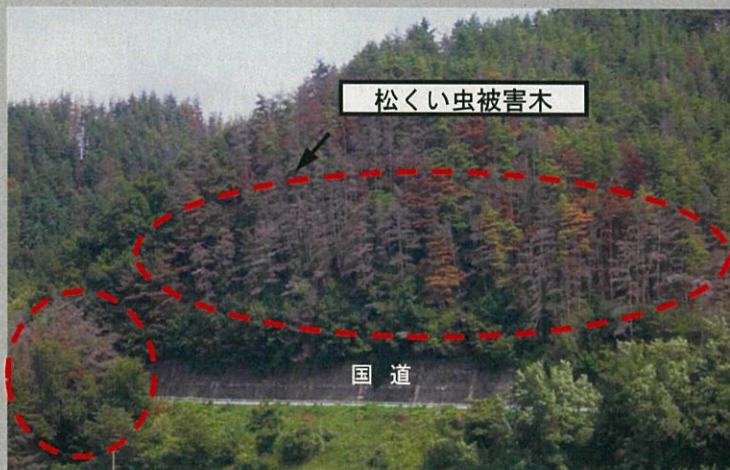


町道沿いに電線が敷設され、倒木により道路の通行、停電及び水道施設に影響を与える危険性が高い



現場では既に倒木が発生しており、倒木のおそれがある立木が残存していることから、これらの危険木の除去を行う

● 松くい虫被害による枯損木が多い箇所



国道沿いで松くい虫被害が激害化
倒木により道路の通行に影響を与える危険性が高い



道路沿いの林地で松枯れが拡大しており、強風時や大雨時に国道への倒木が頻繁に発生する。

観光地等の景観対策 (松くい虫枯損木の処理)

【対象箇所の事例】

長野自動車道沿いでは、近年急激に松くい虫被害林が拡大し、他エリアと比べて著しく枯損率が高く、通行車両からは枯損木が非常に目立つ状況にある。長野自動車道は長野地域と松本地域を結ぶ幹線道路であり、多くの観光客が利用することから、景観対策の観点での枯損木の処理は喫緊の課題である。

倒木により直接道路の通行に影響を及ぼさないものの、景観上対策が必要な枯損木



長野自動車道

森林税に関する基本方針の改正の概要

1 新たに発生した課題への対応

課題1 喫緊のライフライン沿いの倒木対策の追加

第3期森林税では、防災・減災のために必要不可欠な里山の間伐を実施するとしている一方、平成30年の台風被害では倒木による停電や道路の通行止めが発生しており、こうした倒木の未然防止のための伐採は既存の事業で対応できないことから、新たな対策が求められている。特に道路等のライフラインに近接する危険木の存在は県民生活に直結する問題であり、優先的に対応する必要が生じた。

課題2 防災・減災のための里山整備の目標面積を変更

防災・減災のために必要不可欠な里山の間伐等には、森林税と併せて国庫補助金を財源の一部に充てる計画としていたが、国の制度変更に伴い平成31年度以降この国庫補助金が活用できない見込みとなった。このため、当初計画した森林税活用額（約12億円）で間伐可能な4,300haに目標面積を変更する必要が生じた。すべて伐草独になる

基本方針別紙 1 (1) 防災・減災のための里山の整備

概ね12.7億円 → 概ね13.9億円

【ライフライン沿い等の倒木対策を実施】

- ・安全が確保される主要なライフライン等 概ね55箇所程度/5年間
- ・県管理道路沿線の道路区域外の危険木伐採 概ね15箇所程度/5年間

【里山整備の目標面積を変更】

- ・防災・減災のために必要不可欠な里山の間伐等
概ね5,700ha程度 → 4,300ha程度*/5年間

※当初計画5,700haのうち残りの面積分については今後森林所有者等の意向を踏まえつつ、それぞれの箇所に応じた整備方法を検討することとする。(例:森林経営計画に基づく整備、県主体の治山事業による整備、平成31年度から導入される新たな森林管理システムに基づく市町村主体の整備等)

課題3 観光地等の景観対策事業の目標を拡充

観光地等の景観対策事業では、主要観光地周辺において景観上重要な森林の整備等を実施しているが、多くの観光客が目にする頻度が高い高速道路の沿線において松くい虫被害の拡大により枯損木が景観を著しく損ねている箇所があり、これを放置すれば対策の全体的な効果にも影響しかねないため、優先的に処理を進める必要が生じた。

基本方針別紙 4 (4) 観光地の景観整備

概ね1.2億円 → 概ね2.1億円

- ・地域の景観に合致した間伐等 概ね85ha程度/5年間 → 概ね110ha程度/5年間

2 基金活用事業の財源について

第3期森林税で活用可能な財源は、第2期末までの基金残高5.2億円及び第3期分の税収見込みを合わせ、合計40.0億円。

基本方針作成時の見直しに対し、税収増等により約0.9億円増加している。

今回の基本方針の見直しに基づき、これらの財源を有効活用するとともに、効率的な事業執行を通じて経費削減を図ることにより、新たなニーズ等に対応することとする。

第3期森林税の財源内訳 (H31.1月時点)

- ◆ 第2期までの基金残高 5.2億円
- ◆ 第3期の税収見込額* 34.8億円

計 40.0億円

*平成35年度の税収となる法人県民税1.3億円を含む

「長野県森林づくり県民税に関する基本方針【別紙】」

改正部に係るページのみ抜粋、下線部は追加事項

別紙

森林づくり県民税活用事業

【補助率の設定】

森林整備（間伐等）事業：9/10、ハード事業（施設整備）：1/2、人材育成、里山整備利活用（森林整備事業を除く）：10/10（5年間の緊急措置）、それ以外のソフト事業：3/4を原則とする。

1 「防災・減災」及び「住民等による利活用」のための里山等の整備

(1) 防災・減災のための里山整備

＜必要性・独自性＞

- ・ 地球温暖化の影響等で局地的な豪雨等が増大する中、各地で頻発している土砂災害や流木被害等を防ぐための森林の整備は、人命、財産を守ることを使命とする本県にとって喫緊の課題。
- ・ そのため、未整備の里山のうち、航空レーザー測量等の科学的知見を活用して、①山腹崩壊の危険度、②保全対象からの距離、③森林管理の状態の3つの視点から危険性が高い箇所を絞り込み※間伐を実施。
- ・ 間伐材の搬出・利用が可能な場所においては、路網整備を含めて、当初から搬出を前提とした、間伐作業と木材の搬出作業を同時・一体的に行う搬出間伐を実施し、豪雨時に間伐材が流出する懸念を無くすことが必要。
- ・ また、台風災害時に倒木による停電や通行止めが発生しており、安全・安心な県民生活のためにはこれらの倒木を未然に防ぐ取組が急務。

事業内容	<ul style="list-style-type: none"> ・ 防災・減災を目的とした里山の間伐（搬出間伐を含む） ・ <u>道路や電線等の周辺森林の倒木を未然に防ぐための危険木伐採</u> ・ 間伐に必要な所有者の同意取得や境界明確化等 ・ 規模の小さな森林に対応するため、事業要件を見直し※ <p>※見直し後の要件等</p> <p>【里山整備事業】・1箇所当たりの整備面積：0.1ha以上</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 所有者との協定期間（現行20年）を10年間に緩和 ・ 道路沿い等で経費が割高になる場所は実態に合わせた適正な単価を設定 <p>【境界明確化等条件整備】・1箇所当たりの面積要件なし</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 条件整備実施後に間伐を実施する期限（現行翌年度）の上限を5年間に緩和
目指す成果 目標値	<ul style="list-style-type: none"> ・ 防災・減災のために必要不可欠な里山の間伐等 <p>概ね <u>5,700 4,300</u>ha 程度/5年間※</p> <p><u>※平成31年度以降国庫補助事業が活用できなくなることに伴う目標面積の減</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ <u>安全が確保される主要なライフライン等 概ね 55箇所程度/5年間</u> ・ <u>県管理道路沿線の道路区域外の危険木伐採 概ね 15箇所程度/5年間</u>
概算事業費	<ul style="list-style-type: none"> ・ 間伐等、里山の境界明確化等 ・ 事業費概ね <u>19.8 16.6</u> 億円程度、うち森林税概ね <u>12.7-13.9</u> 億円程度
財源	<ul style="list-style-type: none"> ・ 補助率9/10で事業を実施（国庫補助事業の活用が可能な場合は、国庫補助事業を活用し、県が従来の補助率7/10を嵩上げて事業を実施（防災・

	<p><u>減災を目的とした間伐については、全体の1/2を国庫補助事業対象と想定。</u></p> <p>国庫補助事業が活用できない場合は、全額森林税で実施)</p> <ul style="list-style-type: none"> 規模の小さな森林など、30ha以上の集約化が困難な場合は、国庫補助事業の対象外。 <u>従来県事業で実施してきている道路沿線の危険木伐採は道路区域内のもののみであり、道路区域外の立木は対象としていない。</u>
--	--

※ 防災・減災のために必要不可欠な里山の間伐等については、①、②、③の3つの視点で実施箇所を絞り込むことを基本とするが、森林の状況や市町村の意向等、現地の状況に応じて、絞り込んだ箇所と周辺森林の一体的な整備にも対応することとする。

※ 危険木の伐採については、保全対象の重要性及び倒木が発生した場合の保全対象への影響を勘案して実施箇所を決定するとともに、電力会社等の連携により効率的・効果的な対策に努めることとする。

(2) 河畔林の整備

<必要性・独自性>

- 一級河川区域（官地）内の立木は、洪水流下の阻害や流出して橋梁に引っかかるなど、氾濫の原因となるため、河川管理者の責務として県が伐採しているが、河川区域外の河川保全区域（民地）等の立木（河畔林）は、所有者による手入れが不十分で間伐がなされておらず、細く倒れやすい木が密生し、豪雨時に倒れ、橋梁部で川をせき止めるなど、水害の発生要因となる恐れ。
- 新たに河畔林の除間伐を行うとともに、準用河川での除間伐を支援することで、水害発生を防ぐとともに、豊かな自然と美しい景観育成への効果も期待。

事業内容	<ul style="list-style-type: none"> 県が管理する一級河川の区域外（民地）のうち、防災効果が高い箇所での河畔林の除間伐 市町村が管理する準用河川区域及びその周辺の民地のうち、防災効果が高い箇所における除間伐への支援
目指す成果 目標値	<ul style="list-style-type: none"> 防災強化が必要な河畔林のうち、流出危険性の高い立木の多い箇所や、下流が宅地化しているなど、災害時の危険性が特に高い箇所を集中的に実施。（県管理河川 概ね45箇所程度/5年間、市町村管理河川 概ね75箇所程度/5年間）
概算事業費	<ul style="list-style-type: none"> 県・市町村管理河川の河畔林除間伐 事業費概ね6.0億円程度、うち森林税概ね5.6億円程度 〔うち市町村分概ね3.4億円程度〕
財源	<ul style="list-style-type: none"> これまで実施してきた県単独事業（河川維持事業）は、河川区域内（官地）の立木・流木処理のみであり、治水上支障となる可能性の高い河川沿い（民地）の立木の除間伐は対象外。 類似の国庫補助事業はない。

(3) 県民協働による里山の整備・利用

【省略】

2～3

【省略】

4 多様な県民ニーズに応えるための森林の利活用

(1) ~ (3)

【省略】

(4) 観光地の景観整備

<必要性・独自性>

- ・ 本県は、観光を軸とした地域経営の体制を整備することにより、県内観光業の「稼ぐ力」を高めて雇用や移住に結びつけ、世界と競争できる「観光大県づくり」を推進。
- ・ 本県が目指す世界水準の山岳高原リゾート構築のためには、本県の強みである豊かな森林資源を活かした観光地の魅力向上が不可欠。
- ・ 地域の景観に合致した間伐の実施、街路樹の整備等や、地域の特性・ニーズに合わせた、間伐、除伐、竹林整備等が必要。

事業内容	<ul style="list-style-type: none">・ 山岳高原リゾートを形成する観光地周辺の街路等において、景観形成のための街路樹の整備・植樹を実施・ 道路沿線、公園周辺等における地域の景観に合致した間伐、除伐、竹林整備等を支援 <u>(松くい虫枯損木の処理を含む)</u>・ 巨樹・古木などの天然記念物の保護活動を支援
めざす成果 目標値	<ul style="list-style-type: none">・ 街路樹等の整備を行う街路延長 概ね延べ40km程度/5年間・ 地域の景観に合致した間伐等 概ね85-110ha程度/5年間
概算事業費	<ul style="list-style-type: none">・ 街路樹等の整備、道路沿線・公園周辺等における間伐等 事業費概ね 1.3 <u>2.2</u> 億円程度、うち森林税概ね 1.2 <u>2.1</u> 億円程度 〔うち市町村分概ね0.4億円程度〕
財源	<ul style="list-style-type: none">・ これまで、県単独事業（道路橋梁維持修繕費）として、標識や信号が見えにくい箇所や車両損傷の恐れがある箇所等について、緊急性を勘案して、街路樹の整備等を実施してきたが、観光地の景観形成のための街路樹の整備・植樹による長野県らしい森林・緑づくりは新たな取組。

(5) 森林セラピーの機能向上

【省略】

5 ~ 6

【省略】

みんなが学び・守り・育てる森林づくり

—平成31年度森林づくり県民税活用事業—

森林を活かした学びを進めるため新たにエコツーリズムや自然・野外教育に携わる人材の育成に取り組むほか、危険木の除去など新たなニーズに対応するとともに、「防災・減災」、「地域住民による利活用」のための里山整備を着実に実施

1 「防災・減災」及び「住民等による利活用」のための里山等の整備

4億9615万円 (5億2159万8千円)

間伐の必要性が高い森林や河畔林の整備、地域住民の主体的な参画による里山資源の利活用を促進

4億2905万円【林務部】【建設部】

集落や主要ライフライン(道路・線路・電線等)を守るため、倒木の恐れのある危険木の除去を新たに実施 等

5500万円【林務部】【建設部】

※ 5500万円は4億2905万円の内数

2 自立・持続的な森林管理のための間伐材等の利活用

6405万円 (6309万円)

キッズスペース等子どもの居場所の木造・木質化や木製家具・木のおもちゃ等の設置を支援 2375万円【林務部】

薪の地域流通・利用の仕組みづくりや、松くい虫枯損木のバイオマス利用を促進 2175万円【林務部】 等

3 森林づくりに関わる人材の育成

791万1千円 (450万7千円)

(新) 自然の魅力・森林の多面的機能を伝える担い手「エコツーリズムガイド」を育成 167万2千円【環境部】

(新) 自然教育プログラムの実践・検証をモデル校で実施 116万3千円【教育委員会】 等

4 多様な県民のニーズに応えるための森林の利活用

1億1989万4千円 (6124万5千円)

地域から要望の多い景観対策としての森林整備を充実、高速道路沿線の松くい虫被害による枯損木の伐採を新たに実施

3500万円【林務部】

森林セラピー基地を安全に利用できるように、支障木等の伐採や歩道・案内板等の整備を支援 等

3584万4千円【林務部】

※ 森林セラピー推進支援事業で予定していた整備を前倒して行います。

5 市町村に対する財政調整的視点での支援

9000万円 (9000万円)

地域固有の森林づくり等の課題に対する市町村の取組を支援 9000万円【林務部】

6 森林づくりの理解を深める普及啓発及び森林税の評価・検証

1194万4千円 (1203万8千円)

森林税の活用内容の広報、県民会議における森林税の評価・検証等を実施 1194万4千円【林務部】

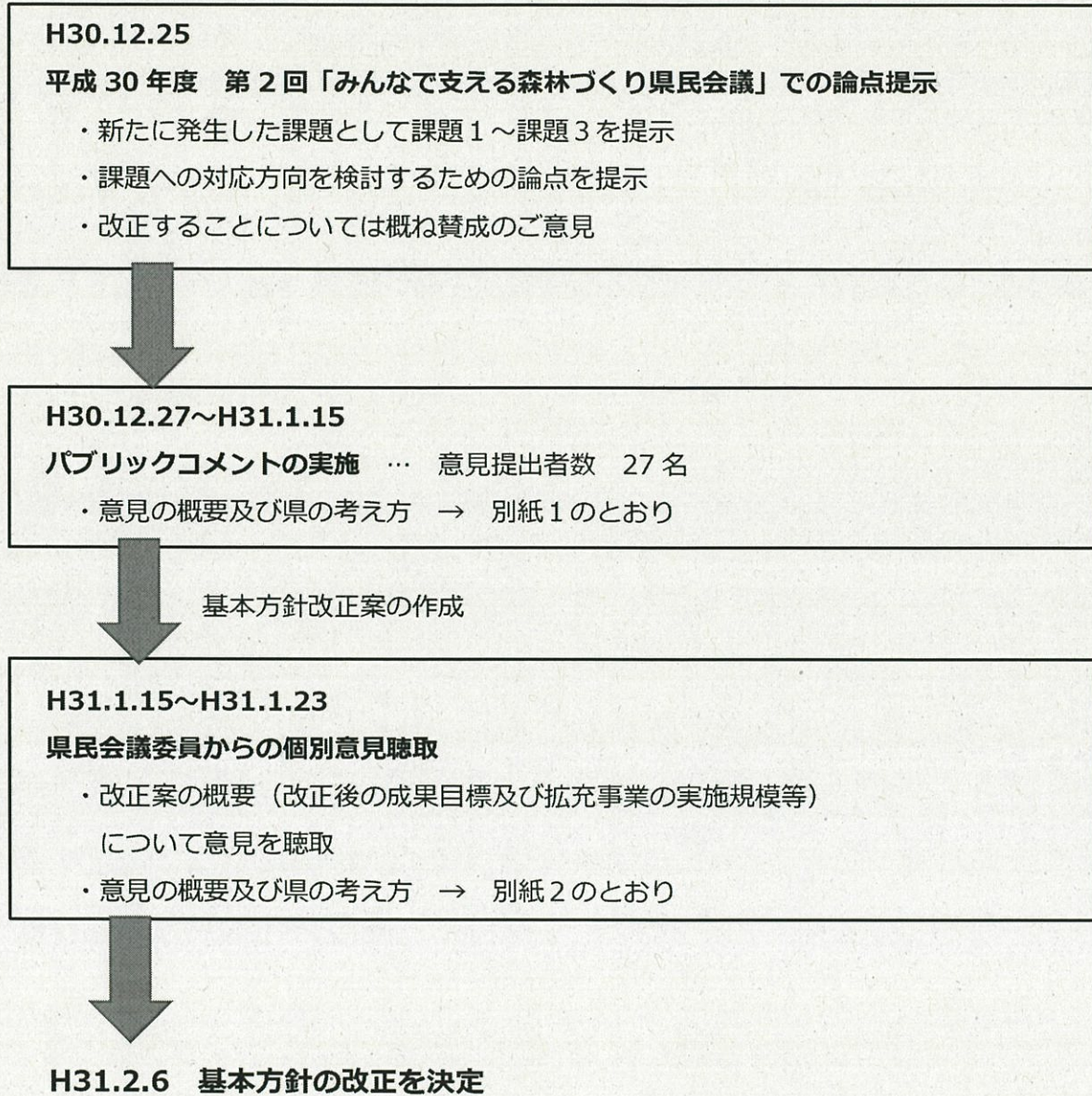


平成31年度予算額 7億8994万9千円

(平成30年度予算額 7億5247万8千円)

【参考資料】

「長野県森林づくり県民税に関する基本方針」改正の経過



「長野県森林づくり県民税に関する基本方針」の改正に係るパブリックコメントの実施について
(H30.12.27～H31.1.15実施)

1 意見件数

27件

- 内訳
- ・ 市町村:9件
 - ・ 団体:5件
 - ・ 個人:13件

2 意見内容

①項目ごと(1件当たり、複数の意見をいただいている場合があるので、上記件数とは異なる。)

・ 喫緊のライフライン沿いの倒木対策等について	26件
・ 防災・減災のための里山整備の目標面積について	3件
・ 観光地等の景観対策事業への高いニーズについて	17件
・ その他	16件
合 計	62件

②主な意見

○ 喫緊のライフライン沿いの倒木対策等について

1. 概要

改正に肯定的な意見が多数を占めた。事業主体の拡大を望む声もあった。

2. 主な意見

- ・ 非常に需要があると思う。選定基準をできるだけ具体的に定めてほしい。
- ・ 昨今の気象災害は、過去に経験のない規模で襲ってきており、そのための対策として、森林税を活用した防災・減災のための里山整備や、ライフラインの倒木対策などはぜひとも実施すべきである。

○ 防災・減災のための里山整備の目標面積について

1. 概要

下記のほか、予算の範囲内で森林整備を進めてほしいなどの意見があった。

2. 主な意見

- ・ 目標面積については、保全対象及び優先度の解釈により対象面積が大きく増減することが考えられるため、その設定に当たり、できるだけ具体的に基準を示してほしい。

○ 観光地等の景観対策事業への高いニーズについて

1. 概要

高速道路沿いへの枯損木に対する早急な対応を望む声が多かった。そのほか、県民の理解と協力が不可欠なことからそれが実現できるような制度設計を望む声もあった。

2. 主な意見

- ・ 高速道路沿線で、枯損率の高い箇所から優先的に実施するのであれば、県が事業主体となってやるべき。
- ・ 松くい虫の被害木の処理に活用されるのは、賛成。
- ・ 処理された枯損木について、利用できるものについては活用できるよう、搬出や運搬等の補助も検討してほしい。

○ その他

1. 概要

下記のほか、今後対応すべき新たな課題についての提案があった。

2. 主な意見

- ・ 森林税の活用に当たっては、大北森林組合の例もあるので、できる限り多くわかりやすく県民に公表すべき。

【整理表】

お寄せいただいた御意見に対する県の考え方

1 喫緊のライフライン沿いの倒木対策等について

(1) 改正に賛成の御意見

御意見・御提案等	県の考え方
<p>非常に需要があると思う。選定基準をできるだけ具体的に定めてほしい。 昨年9月の台風24号による停電は、台風の風雨によって電線周辺の立木や枯損木が倒れたことが原因であり、これを防ぐためにも、ライフラインの保全対策もメニューに加え、主要な送電線、幹路、道路等周辺の保全対策としての森林整備が可能となるような制度としてほしい。</p>	<p>平成30年度に県内各地で発生した台風災害等では、倒木による広範囲の停電や道路の通行止めにより、県民生活に大きな影響が生じた。県内各地には、間伐の遅れや松くい虫被害等による枯損木などが道路等の沿線に多数存在し、防災・減災の観点から、これらからの危険木をあらかじめ伐採し被害を未然に防ぐことが喫緊の課題となっている。</p>
<p>今後、台風等による倒木が多く発生するおそれがあると思うので、ぜひ対策を進めていただきたい。特に、山沿いの地域では、高齢化等により地域で行う道普請などの作業もままならない状況であり、森林税を活用して地域のライフラインを守っていただきたい。</p>	<p>第3期森林税で取組を始めている「防災・減災のための里山整備」は、森林の土砂災害防止機能を向上させるための間伐に主眼を置いており、倒木の未然防止のための伐採には対応できなかつたことから、今回の改正により新たに対応することとします。</p>
<p>基本方針1を積極的に進めるとともに、主要県道または村道沿線に存在している間伐遅れの樹木、枯損木等は冬季の道路や歩道の凍結を招き、通行等に危険なだけでなく、県民生活に不安を与えているため、早急な対応を望む。</p>	<p>なお、森林税は予算額・課税期間ともに限られた財源であることを踏まえ、倒木が発生した場合の保全対象への影響等を考慮して優先的に整備する箇所を選定する等、効果的・効果的な事業実施に努めます。</p>
<p>昨今の気象災害は、過去に経験のない規模で襲ってきており、そのための対策として、森林税を活用した防災・減災のための里山整備や、ライフラインの倒木対策などはぜひとも実施すべきである。</p>	<p>昨年、自然災害が頻発しており、長野県内の主要道路沿いに枯損木などが目につきますので、それらに対する森林税の活用については、賛成。</p>
<p>昨年の台風による被害はとて大変でした。その原因は、県道や市町村道の道路上の山林に電柱が設置されていて、その電線上の太木が風雨による倒木により支障木となっていたためであり、これは個人では防ごうともいかんともしがたい問題である。県や電柱の設置者がともにそれらの場所から危険木を除去していただけたらいい。</p>	<p>昨年、自然災害が頻発しており、長野県内の主要道路沿いに枯損木などが目につきますので、それらに対する森林税の活用については、賛成。</p>
<p>ここ数年、自然災害が頻発しており、長野県内の主要道路沿いに枯損木などが目につきますので、それらに対する森林税の活用については、賛成。</p>	<p>昨年の台風21、24号の暴風による倒木によりライフラインである電線が各所で破断され、近年例のない長期にわたる停電が発生したことを教訓として、森林税を活用した危険木処理をぜひとも推進し、実現していただきたい。</p>

(2) 事業内容及び事業対象に対する御意見

御意見・御提案等	県の考え方
道路等の自然法面についても、対象区域としてほしい。	新たな対応する「喫緊のライフライン沿いの倒木対策」は、「防災・減災のための里山整備」の一環として行うため、里山の森林において原則として抜き伐りにより実施することを想定しており、対象は緊急性の高い危険木に限定するとともに、伐採の範囲は、倒木が生じた際に保全対象に影響が及ぶ範囲を基本とと考えています。
事業要望はかなりあると思われ、補助率を下げ、事業量の確保をお願いしたい。	なお、道路区域内の危険木については道路管理者の維持管理責任により対応すべきものであることから、森林税は道路区域外の森林における危険木の処理に充てるものとし、事業主枯損木等の伐採には通常の伐採以上に危険が伴うため、事業主体において必要な経費及び施工体制が確保されるよう、適正な単価設定等に努めたいと考えています。また、処理した木材は多くの場合道路沿いに集積されると想定されることから、木質バイオマス等へ活用されることが望ましいとされます。
林業事業者や地区なども事業主体とされるよう検討してほしい。	事業実施にあたっては、防災及び施設保全に関わる関係機関が連携して取り組むこととし、そのため事業主体としては県及び市町村を想定しています。
概ね樹高の2倍までの距離の森林を対象として、電線等のライフラインや人的に被害を及ぼすおそれのある立木及び枯損木を対象としてほしい。	事業実施にあたっては、防災及び施設保全に関わる関係機関が連携して取り組むこととし、そのため事業主体としては県及び市町村を想定しています。
処理された枯損木について、利用できるものについては活用できるよう、搬出や運搬等の補助も検討してほしい。発生材はFIT区分の未利用材とはなりませんが、今後バイオマスボイラの熱利用の機運が高まってくれば需要にこたえるための一つの方策となりうる。	事業実施にあたっては、防災及び施設保全に関わる関係機関が連携して取り組むこととし、そのため事業主体としては県及び市町村を想定しています。
「林業・木材製造業労働災害防止規程」を参考に、事業対象地は「保全対象地から概ね樹高の2倍相当の距離のまでの森林」とするのが妥当ではないか。また、伐採木は木質バイオマス等への活用を図るとともに、激害地においては、伐採跡地の適切な更新が行われるような制度設計を望む。	事業実施にあたっては、防災及び施設保全に関わる関係機関が連携して取り組むこととし、そのため事業主体としては県及び市町村を想定しています。
所有者が不明な森林が実施されなければ意味がないので、森林所有者の確認及び境界の明確化行為も事業の対象に加えていただきたい。	事業実施にあたっては、防災及び施設保全に関わる関係機関が連携して取り組むこととし、そのため事業主体としては県及び市町村を想定しています。
保安林や、国定公園等の伐採制限のある森林についても事業対象地としてほしい。	事業実施にあたっては、防災及び施設保全に関わる関係機関が連携して取り組むこととし、そのため事業主体としては県及び市町村を想定しています。
松くい虫被害が激害化している状況下で、ライフライン沿いの被害木だけを除去しても翌年新たに同じ箇所で健全な松が枯れる可能性が高い。そのため、将来的な倒木被害の未然防止のため、現状健全な松を含め、倒木になっても被害を受けない範囲を除去・皆伐する方法を検討した方がよい。	事業実施にあたっては、防災及び施設保全に関わる関係機関が連携して取り組むこととし、そのため事業主体としては県及び市町村を想定しています。
倒木対策事業について、2条森林でない場合にも事業対象としてほしい。	事業実施にあたっては、防災及び施設保全に関わる関係機関が連携して取り組むこととし、そのため事業主体としては県及び市町村を想定しています。
単純な立木の伐採単価ではなく、それぞれの条件に見合った単価での実施を認めていただきたい。	事業実施にあたっては、防災及び施設保全に関わる関係機関が連携して取り組むこととし、そのため事業主体としては県及び市町村を想定しています。
伐採後の造林については、状況に見合った造林方法又は管理方法を認めていただきたい。私有林については、被害木と言っても個人の財産であり、市町村が伐採することは非常にハードルが高いため、林業事業者等を事業主体に含めていただきたい。	事業実施にあたっては、防災及び施設保全に関わる関係機関が連携して取り組むこととし、そのため事業主体としては県及び市町村を想定しています。

(3) その他の御意見

御意見・御提案等	県の考え方
県内各所で伐採を計画した場合、電力会社側の対応は可能か。また、保全対象の優先度が高い場所については、電線を一時的にはずすものはどうか。電力会社も受益者なので協力してもらう必要があるのではないか。	保全対象に電線が含まれる場合には、管理者である電力会社との協力及び役割分担を通じ、効率的・効果的な事業実施を図ってまいります。
防災の観点から見れば、情報の交換や現場の検証等を官民一体となつての実施が望ましい。更に団体(市町村、財産区・生産森林組合等)の別なく、森林税のスムーズな導入を求めた個人所有林などにおける明らかな支障木などに関して、強く撤去指導ができるような法の整備も必要。	地域防災の観点から市町村に中心的な役割を担っていただき、住民や関係機関との情報共有及び連携体制を構築していく必要があると考えています。
危険木処理の実施に当たり、送電線に影響を及ぼすなどの事故も想定されるが、補償問題等についても事前に送電事業者と協議し、県レベルでの協定締結をお願いしたい。	ご指摘のとおり、里山整備利用地域の認定区域では、みんなど支える里山整備事業(県民協働)による危険木の除去が可能ですが、地域住民等による里山の整備や利活用が行われる地域以外でもライフライン沿いの倒木対策は必要となるため、今回の改正によりみんなどで支える里山整備事業(防災・減災)を活用して危険木の伐採を可能とするものです。

2 防災・減災のための里山整備の目標面積について

御意見・御提案等	県の考え方
<p>目標面積については、保全対象及び優先度の解釈により対象面積が大きく増減することが考えられるため、その設定に当たり、できるだけ具体的に基準を示してほしい。</p>	<p>防災・減災のために必要不可欠な里山等の間伐については、各市町村の里山整備方針において優先整備箇所を示して実施することとしており、限られた財源でできるだけ効果的な事業実施が図られるよう、市町村と連携して取組んでまいります。</p>
<p>予算の範囲内で森林整備を進めてもらいたい。 税金を使わなくても、森林整備を進められるような仕組みづくりも必要。</p>	

3 観光地等の景観対策事業への高いニーズについて

(1) 改正に賛成の御意見

御意見・御提案等	県の考え方
<p>長野道を通ると枯れたアカマツが目につき、本当に見苦しいので、処理を進めて、緑豊かな森林を取り戻してほしい。</p>	<p>松くい虫被害の拡大に伴い、駆除しきれなかった被害木が枯損木として残り、各地で景観を損ねていますが、このうち、県域を通じた観光振興の観点から景観上の著しい支障となっている高速道路沿線の被害林を対象として、枯損木の伐採処理による景観の改善を図ってまいります。</p>
<p>伐倒駆除できなかつた被害木が、枯損木として景観を阻害するとともに、急傾斜地などにおいては土砂崩落及び落石等の危険があり、枯損木の伐倒処理ができない状況にあるので、これらに対処するために有人への活用などによる、枯損木の伐倒処理対策事業の創設をお願いしたい。</p> <p>処理された枯損木について、利用できるものについては活用できるよう、搬出や運搬等の補助も検討してほしい。発生材はFIT区分の未利用材とはなりませんが、今後バイオマスボイラの熟利用の機運が高まってくれば需要にこたえるための一つの方策となりうる。</p>	<p>なお、こうした枯損木の拡大を防ぐためには、当然ながら松くい虫被害そのものの拡大を防ぐことが重要であり、既存の松くい虫対策事業による伐倒駆除、樹種転換等を通じた被害拡大防止に引き続き取り組んでまいります。</p>
<p>松くい虫の被害木の処理に活用されるのは、賛成。 観光地等の景観対策として、松くい虫枯損木の処理については、ぜひ事業化していただきたい。 松くい虫被害対策で枯損したアカマツについては景観対策もあり、早めの対応として森林税を活用しての事業として進めていただきたい。</p>	

(2) 事業内容及び事業対象に対する御意見

御意見・御提案等	県の考え方
枯損木処理が課題であり、こちらでも対応できるようにしてほしい。	国・県の松くい防除対策が全量駆除から「守るべき松林」を対象とする選択と集中へと転換した経過から、限られた予算の中で駆除残となった松くい虫枯損木が、各地域において景観の悪化を招いています。
高速道路沿線で、枯損率の高い箇所から優先的に実施するのであれば、県が事業主体となってやるべき。	防除対策本体の予算が限られている中、駆除残の枯損木対策に活用できる既存の事業はないのが現状ですが、こうした中、今回森林税の目標を拡充して実施する景観対策は、観光客等が長野県の景観に対して抱くイメージへの重大な影響を考慮するとともに、今年度から取り組んでいる「松くい虫被害の見える化」の成果に基づき、高速道路沿線で枯損木が面的に発生している箇所に限って景観整備のための伐採を推進するものです。
景観間伐について、松枯れ以外にも対象としていただきたい。	なお、主要観光地における景観形成を目的とした森林整備については、従前とおおりの松くい虫枯損木以外も整備対象となります。
被害駆除量に関わらず、市町村の松くい虫被害拡大防止の取組など、独自の取組に対して、現地確認などによって、その有効性を評価していただき、それに見合った補助金の交付をすること、結果として広域的な蔓延防止につながるものと考えられる。	また、枯損木が倒木となり県民生活等に被害をもたらす危険がある場合には、「ライフライン沿いの倒木対策」による対応が考えられます。
PA付近や景観上対策が必要な箇所だけでなく、高速道路沿い(側道)に拡大している枯損木についても、多くの観光客の目につき、景観を損ねているので、対策を検討した方がよい。	上記のいづれにも該当せず、国・県の既存の松くい虫防除対策事業の対象とならない事業であり、市町村が必要と認める事業については、森林づくり推進支援金の活用が可能と考えます。
松枯れだけでなく、カシノナガキクイムシ等その他の被害木や、自然災害による枯損木や倒木についても同様の対応ができるよう、事業対象を拡大していただきたい。	
観光地といいたくくなく、枯損木や倒木の処理作業に対する補助制度を設けていただきたい。	
景観対策事業について、松くい虫被害の枯損木処理のほか、その後の植栽や苗木代についても、補助対象としてほしい。	

(3) その他の御意見

御意見・御提案等	県の考え方
松くい虫被害対策のためのヘリコプターによる薬剤散布など、費用と効果の検証について、県民に公表すべき。	森林税活用事業では該当ありませんが、県では必要に応じて、薬剤散布等の事業主体である市町村から情報提供を受けて長野県松くい虫防除対策協議会で説明し、協議会の資料等は県公式ホームページで公表しているところです。
観光地等の景観対策は、重要かつ喫緊の課題であり、そのために、県民の理解と協力を得て進めるために、客観的な選定基準と住民参画のスキームが必要である。	観光地等の景観対策に関しては各地域において非常に大きなニーズがあることを認識しています。こうしたニーズに対し、森林税の限られた予算を効果的に活用していくため、客観的な基準に基づく選定と整備後の成果の検証に努めてまいります。

4 その他

御意見・御提案等	県の考え方
<p>3つの方針を単体でとらえるのではなく、掛けあわせたりして融通の利く内容としてほしい。基本的には基本方針の改正案どおりでよい。</p> <p>松くい虫の防除においては、異観対策は従たる目的であり、本来防災・減災＝治山・治水を主として行われるべきである。今回の改正にあたっては、松くい虫対策へのさらなる充実を強く望む。</p>	<p>今回の改正に係る部分を含め、基本方針に基づく森林税活用事業全般を通じて効果的な事業執行に努めてまいります。</p> <p>ご意見のとおり、松くい虫対策の軸足は被害拡大防止にあります。森林税事業以外の既存の事業が中心となりますが、引き続き対策に取り組んでまいります。</p>
<p>森林税の活用にあたっては、社会情勢の変化に対応して常に見直しを行いながら実施するべきである。県民生活の安全・安心のため、これまでどおり荒廃森林の整備に軸足を置きながら多様な県民ニーズに対応するために必要な施策に充てることが重要である。</p> <p>災害に強い山、美しい森林づくりは森林税は欠かせない。</p>	<p>第3期森林税は、「県として積極的に進めていく必要がある事業」及びそのために必要な事業費等を基本方針として提示し、県民の皆様のご理解をいただいで課税していることから、基本方針に則つて事業を進めていくことが原則ですが、一方で事業成果の検証を行いつながり、より効果的な活用に向けて見直しを行っていくことも必要です。</p> <p>今後、事業成果の検証・見直しを通じ、県民ニーズに応えられるよう森林税の活用を図ってまいります。</p>
<p>毎年のように変わる補助制度では、中長期的な視点での施策提案や実行ができない。国の補助制度をそのまま森林税の事業に当てはめるのではなく、長野県にあった内容や抱えている問題点の解決に森林税を活用できるようにしてほしい。具体的には、間伐のみに補助するのではなく、獣害防除や小規模皆伐、急傾斜地では2m幅の作業道開設にも補助対象を広げていただきたい。</p>	<p>第3期森林税では、緊急に対応すべき事業や本県の独自の事業として求められているものうち、財源が必ずしも十分でないものを精査して「県として積極的に進めていく必要がある事業」と位置づけたいです。</p>
<p>次回の国勢調査までに、個人所有林を県が買い取る旨を告知し、希望があれば県有林とする。整備の際は、切りっぱなしにするのではなく、必ず搬出する。搬出には経費がかかるが、ここまでやらなければならぬにも始まらない。</p> <p>山の所有者は、高齢化し、それを相続する人も山は不要と考えており、山がどんどんほっぽらかしにされている。だが、どうすることもできない現状であり、どうか山をきれいにしてほしい。</p> <p>林産(経済)だけに目を奪われることなく、多面的・多目的な森林づくりの必要性を共有すべき。</p>	<p>この中には、県民協働による里山の整備・利用や、市町村に対する財政調整的視点での支援等、地域の主体性に基づく幅広い活動への支援を行う事業もあり、野生鳥獣被害対策としての緩衝帯整備や森林内の歩道の整備等にも活用が可能となっています。また多様な県民ニーズに応えるために教育や観光等の分野へも新たに用途を広げたいと考えています。</p>
<p>近年増加の一途をたどる獣害対策として、里山地域やライフライン沿いの緩衝帯の整備は、景観の保全についても有益であると考えられる。</p> <p>山と里の境界があいまいになり、野生鳥獣が人間の生活圏を浸食し、双方にとって良くない環境になっていることから、境界部分のツルや灌木等の除伐作業に対する補助制度を設けていただきたい。</p>	<p>これらの事業を適切に組み合わせ活用することにより、国・県等の既存の施策では対応できなかった各地域の課題の解決を図り、里山管理の空洞化に歯止めをかけるとともに、多様な県民ニーズに的確に答えたいと考えています。</p>
<p>林道、作業道の改良、修復作業に対する補助制度を設けていただきたい。</p> <p>林内巡視路の開設、昔からある山道の整備、東屋島休憩場所の設置について、補助制度を学有林等への後継者対策(専門家による啓もう活動、作業の指導等)について、補助制度を設けていただきたい。</p>	<p>また、事業成果を定期的に検証・評価し、基本方針の理念の範囲内で必要な見直しを行っていくことで、森林税の効果的な活用を図ってまいります。</p>
<p>台風災害等跡地の被害木処理による森林整備や作業道の修繕事業、公団にある赤線(山道)及び登山道の刈払い整備を森林税で実施できるよう要望します。</p> <p>森林税の活用にあたっては、大北森林組合の例もあつたので、できる限り多岐にわたりやすく県民に公表すべき。</p>	<p>森林税活用事業については毎年度の目標及び内容、事業実施後の検証・評価結果等を公表することとしていきます。各種媒体でのPR等と併せ、森林税の活用状況を県民の皆様にごわかりやすく伝えられるよう努めてまいります。</p>

県民会議委員からの個別意見聴取（平成 31 年 1 月 15 日～23 日）

基本方針の改正に関する主な意見等

◎基本方針の改正全般について

- ・新たなニーズに対応することについての状況及び県の考え方は理解した。
- ・今回の新たな課題への対応は、県民の目に見えやすいところでの事業であり、森林税の見える化を進める観点からも良いと思う。
- ・従来の森林税は現実の状況に十分対応してこられなかったという反省に立てば、今回のように柔軟に対応することは良いこと。

◎ライフライン沿いの倒木対策について

- ・台風被害を受けて倒木対策に森林税を活用することには違和感はない。
- ・危険木への対応は森林税の課税期間に集中的に行ったとしても、山に木はずっとあるので、そのような仕事はずっと回っていくような仕組みを作ることが重要。
- ・電力会社や市町村が本来果たすべき責務との関係を明確にし、そのうえで森林税により実施する事業の範囲や選定基準を明確に示すべき。
- ・各地域を回って話を聞く中でも、倒木対策が切実な課題であることは聞こえてきた。
- ・危険木の伐採は、やるならば幅 20m くらいで面的に実施できるとよい。
- ・基本方針を当初に定める際に、県の既存の財源でやるべきことと、森林税でやるべきことをきちんと区別すべきという議論があったが、今回拡充する事業の位置付けをその観点から明確に説明してほしい。

ご意見に対する県の考え方

- ・道路区域内の危険木は従来どおりそれぞれの管理者が対応しますが、その外側の個人所有林等の危険木伐採については既存の仕組みで対応できないため、今回森林税の事業内容を拡充して対応します。
- ・事業実施にあたっては、倒木が発生した場合の保全対象への影響を考慮して優先実施箇所を選定するとともに、電力会社等との連携により効率的・効果的な事業実施を図ってまいります。

◎防災・減災のための里山整備の目標面積の変更について

- ・間伐面積の目標が変更になるのは仕方ないと思う。
- ・倒木対策を新たに実施するのに間伐目標面積が減るのは違和感がある。
- ・間伐目標が 5,700 ha から 4,300 に減ることにより、減った分の面積はどうなるのか。
- ・予算が不足する分を単純に面積に換算するのではなく、予算を広く薄く使ってできる限り面的に整備を実施する考え方もあるのでは。

ご意見に対する県の考え方

- ・当初計画 5,700ha のうち残りの面積分については、今後森林所有者等の意向を踏まえつつ、それぞれの箇所に応じて適切な整備方法を検討していくこととします。
- ・限られた財源で極力効果的な事業実施が図られるよう、市町村と連携して計画的な里山整備に取り組んでまいります。

◎観光地等の景観対策事業の目標の拡充について

- ・枯損木処理については、今後要望が多く寄せられることが予想されるため、森林税事業は限定的な対応であることを早い時期にアナウンスしておく必要がある。
- ・高速道路沿いの松くい虫被害木の景観的問題は、以前から認識されていたのではないかと。
- ・高速道路沿線に限定するなら妥当だと思う。
- ・枯れ木を伐るのは大変危険な作業なので、安全面やコストについて十分な配慮を。
- ・景観対策である以上、伐採後の確実な更新についてももしっかり担保することが必要。

ご意見に対する県の考え方

- ・高速道路沿線における松くい虫被害の急激な拡大については以前から把握されていましたが、平成30年度に松くい虫被害の「見える化」の成果が活用可能になったことに伴い、全県を通じての被害状況の客観的、相対的な把握が可能になったものです。
- ・限られた財源での対応であるため、今回の拡充は観光イメージへの重大な影響を考慮し、高速道路沿線で枯損木が面的に発生している箇所に限定するものであることを明らかにして取組を進めてまいります。

◎今後の基本方針の運用に係る考え方等

- ・基本方針以前に、第1期から森林税はずっと里山の間伐を柱としてやってきたはず。
- ・基本方針の大きな枠組みは変えない中で、県民のニーズを常に拾い上げて柔軟に対応していけるとよい。
- ・基金残高については、第2期のものがどう活用されているか、第3期中にどうなっていくかなど、県民会議等で明確に示してほしい。
- ・森林税全体の予算を見直す中で減額している事業は、実施可能量が減るのか。
- ・基本方針というものはそうそう簡単に変わるべきものではないので、当初と変わってくる部分があっても途中経過を県が公表していけばよい。プロセスの説明が大事。
- ・若い人たちに興味を持ってもらうためにも情報公開が重要。
- ・住民のニーズも多様化しており、どこに集中的に投資するか明確にする必要がある。
- ・面積等の指標だけでない進捗の説明ができるとよい。

ご意見に対する県の考え方

- ・今回の基本方針の改正に当たっては、改正対象事業以外の事業についても概算事業費を見直していますが、当初に設定した成果目標の達成に影響がない範囲で縮減可能な予算を減額しているものです。
- ・今後の各事業の進捗について、成果目標に対する達成状況と予算執行状況の両面から明らかにしてご説明してまいります。